



国分寺市監委告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度第2回定期監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年1月24日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 橋 良 子



国政情収第 1905 号

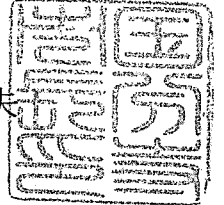
令和 4 年 1 月 24 日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良 様

高 橋 良 子 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



令和 2 年度第 2 回定期監査結果報告書の提出について（報告）

令和 3 年 3 月 25 日付け国監発第 34 号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

# 令和2年度第2回定期監査の結果に関する報告書

(福祉部)

## 1 備品管理について

備品一覧に関して、表上では存在するが、実際は廃棄されているものや、保管場所が不一致又は不明確となっているものが見受けられた。国分寺市物品管理規則（平成16年規則第36号）に基づき適正に管理されたい。

(措置内容)

備品一覧に掲載されている備品について、実際の有無や、現在の保管場所を指定管理者と協力して確認し、廃棄等の対応を図っています。施設が多く、全ての備品の確認に時間がかかっていますが、引き続き確認を行い、規則に則り適正な処理を行ってまいります。[高齢福祉課]

## 2 総括意見について

事務処理の根拠となる規則又は要綱について、実情と合っていないものが見受けられた。市民の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに、規則等と事務処理の整合性が図られることが望ましい。規則等及び事務処理を包括的に見直すよう努められたい。

(措置内容)

母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業において、申請者の負担軽減のため、給付金申請の際に公簿等で確認できる書類について省略できることと併せ、規則と実際の事務処理との整合性が図れるように、国分寺市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施規則の一部を改めました。

国分寺市無料入浴券支給事業については、申請者より支給期間毎に申請をもらうこととなっていたが、申請者の負担軽減のため、1度の申請で入

浴券を通年分支給できるよう、国分寺市無料入浴券支給事業要綱の一部を改めました。〔生活福祉課〕